

[旧版からの改訂箇所は青字とする。]

TÜV Rheinland Cert GmbH / LGA Intercert Zertifizierungsgesellschaft mbH の認証条件

1 認証の一般条件

以下に列挙する規定は、顧客と TÜV Rheinland Cert GmbH / LGA InterCert Zertiffzierungsgesellschaft mbH (以下「契約者」という。

すべての個別認証措置は、平等原則を考慮し、独立かつ公平に、契約者によって実施される。

1.1 一般規定

1.1.1 顧客は、規格の認証に必要なすべての情報を契約者に提示する義務がある。これは、「オファー準備のための質問書」と題された記入済みの書式を用いて行うことができる。

1.1.2 顧客は、認証機関の審査前にすべての必要書類を提出する。特に、これに は以下が会まれる:

- マネジメント・システム文書
- 割当表(会社のマネジメントシステム文書への標準条項)
- 組織図/オーガニグラム
- プロセスとプロセスの関係を表現する
- 管理文書リスト
- 規制および法的要件のリスト
- 契約者が要求するその他の書類
- 1.1.3 顧客と契約者は、事前審査を手配することができ、その範囲は共同で合意 することができる。
- 1.1.4 会社での審査は、実施されたマネジメントシステムまたはプロセスの有効性を検証する。審査の間、会社は文書化された手順の実際の適用を実証する。規格が満たされていない、または規格要求事項が満たされていない場合は、不適合報告書に文書化され、会社は是正処置を計画し実施する必要がある。
- 1.1.5 審査終了後、クロージング・ミーティングにおいて、クライアントに審査結果が報告される。結果は後日、審査報告書に文書化される。不適合は文書化され、必要に応じて、その結果に基づくフォローアップ審査(現場での再確認)又は新たな文書の提出につながる。フォローアップ審査の範囲は、審査チームリーダーが決定する。フォローアップ審査では、最初の審査で満たされなかった規格要求事項のみが審査される。

審査終了から認証決定までの間に規格への適合が証明できなければ、認証は拒否される。

- 1.1.6 「認証書」とは、以下に列挙するすべての適合性宣言書、例えば公式記録、 有効性宣言書、及び狭義の認証書を意味する。「認証」とは、すべての評価、審査、 妥当性確認及び認証プロセスを意味する。これらの試験に基づき、認証の付与、拒 否、維持、範囲の拡大または縮小、更新、一時停止または一時停止後の回復、また は取消の決定が行われる。証明書は、認証プロセス文書の肯定的評価の後、契約者 によって発行される。証明書は顧客に交付される。認証書は、すべての不適合の処 理が契約者によって合意された場合にのみ発行される。認証書は、指定された期間 発行される。
- 1.1.7 認証書の有効性を維持するため、各規格に応じて現地サーベイランス審査を実施する。サーベイランスプロセスが完了しない場合(認証機関による継続の肯定的な決定を含む)、認証書はその効力を失う。この場合、発行されたすべての認証書コビーは認証機関に返却しなければならない。
- 1.1.8 定期審査では、必須規格要求事項を最低限検証する。加えて、認証書(及び該当する場合は認証マーク)の適切な使用、 マネジメントシステム、プロセス又は認証製品に関する苦情、及び前回 の審査で不適合となった事項に関する是正処置の有効性に関する評価が行われる。各サーベイランス審査後、顧客は報告書を受け取る。

1.1.9 サーベイランス審査及び再認証審査中、又はこの目的のために特別に計画された審査中、有効 範囲の地理的範囲(事業所の追加等)及び技術的範囲(製品の追加等)の延長/縮小は、規格の証 拠の追加と同様に可能である。審査日数は、延長の範囲による。この範囲は、会社が審査を受ける前に、クライアントによって明確に定義され、契約によって規定される。

1.1.10 契約期間中に手続き上の要求事項(企業データ、認定要件など)に変更が あった場合、その変更 はプロセスにおいて適宜考慮されなければならず、契約パートナーに直ちに通知されなければならない。これは、審査日数の必要な変更にも適 用される。

1.1.11 異なる規格及びエビデンス要求事項の統合マネジメントシステムは、複合プロセスで認証することができる。エビデンス要件によっては、個別に提供することもできる。

1.1.12 予定外の審査又はフォローアップ審査、又は前回の審査で不適合を是正するための是正処置の 検証により追加審査時間が発生した場合に発生する費用は、 顧客の負担とし、時間及び物量に基 づいて請求される。これは、セクション 2.5 に従って急遽発表された臨時審査の結果として発生した費用にも適用される。

1.2 顧客の義務

1.2.1 顧客は、各審査の前に、必要なすべての書類を契約者に無償で提供する。

1.2.2 審査中、顧客は、契約者及び/又は審査人が指名した審査チームに、有効範囲に関連する記録の閲覧を許可し、チーム及び/又は審査人に関連組織単位へのアクセスを許可する。

1.2.3 顧客は、契約業務の遂行において契約者の審査人を支援するために、1 名以上の審査 代表者を指名しなければならない。この担当者は、顧客の連絡窓口となる。

1.24 認証書発行後、契約期間中、顧客は、特にマネジメントシステム、プロセス、認証製品に重大な影響を及ぼす変更があった場合、契約者に通知しなければならない。

- 認証されたマネジメント・システムの変更
- 認証製品の設計または仕様に影響を与える変更
- 企業構造や組織の変更。これはシフト勤務の実施または変更にも適用 される。

顧客はさらに、契約期間中、連絡を取る義務を負うものとする:

- 製品およびサービスの安全性に影響を及ぼす事故
- 政府の市場監督部門および法執行部門によって確認された、法定要件 に対するあらゆる不順守

1.2.5 顧客は、マネジメントシステムに関する社外からの苦情、例えば顧客からの苦情、 及び認証製品又はプロセスの認証基準要求事項への適合性に関する顧客宛ての苦情をすべて記録する義務がある。顧客は、適切な処置を講じ、講じた処置を文書化し、契約者又は審査中の審査員の要求に応じて、これらを実証するものとする。

1.2.6 顧客は、要求に応じて、適用される認証規格の標準化文書及び規格要求事項に 関連する通信 文書及び行動を審査員に提示する義務を負う。

1.2.7 契約者が製品認証中に、1.2.4項の変更により更なる審査が必要であると判断した場合、当該製品が製品認証の範囲内にある場合、契約者がその旨を顧客に通知するまで、顧客は変更発効日以降の製品をリリースすることができない。

1.2.8 製品認証については、製品が製品認証の要件を満たさなくなった場合、顧客は 契約者に通知する。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com

InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール: intercert@de.tuv.com



1.2.9 顧客は、対応する変更の実施を含め、常に認証要求事項を満たすことを約束する。顧客はまた、認証の有効期間中、基礎となるマネジメントシステム、プロセスまたは認証製品を継続的かつ効果的に運用することを約束する。

1.3 任命された審査員、専門家、アセッサー、および認証決定に対する異議申し立ての権利

1.3.1 顧客は、特定の審査人又は専門家の選任に反対する理解可能な理由があり、かつ、その反対意見が正当化される場合、その選任に反対する権利を有する。

1.3.2 TÜV ラインランドグループに常時雇用されていない審査人 (外部 審査人) を任命する場合、当該審査人の任命には顧客の同意が必要である。この同意は、外部審査人の選任後 1 週間以内に顧客がその選任に対 する異議を申し立てない場合に、付与されたものとみなす。

1.3.3 認証プロジェクトの場合、顧客は、認定機関又は規格所有者の審査員が顧客の 文書を検証し、立会審査員として審査に参加することに同意する。

1.3.4 審査又は認証プロセスの進行又は内容に関して、契約者との間で明確にできない苦情や異議 申し立てがあった場合、顧客の同意があれば、運営委員会又は仲裁委員会が関与することができる。

1.3.5 顧客は、認証決定に対して異議を申し立てる権利を有する。

1.4 証明書および認証マークに関する使用権の範囲

1.4.1 合意された認証プロセスが肯定的な結果で完了した場合、顧客は契約者から認証書を受け取る。認証書は、契約または契約者の認証条件に明記された有効期間を有する。

1.4.2 第 1.4.1 項に基づき認証書が発行された場合、顧客は、認証書の指定期間中、第 1.4.3 項か ら第 1.4.15 項に規定される条件に従って認証マークを使用する単一かつ譲渡不可の非独占的な権 利を取得する。これは、顧客が、文書、パンフレット、広告資料などの通信媒体で認証に言及する場合にも適用される。

1.4.3 契約者が発行した認証書および認証マークの使用許可は、認証書の有効範囲に明記された顧客の事業部門にのみ適用される。指定された部門以外での使用は厳禁される。

1.4.4 マネジメントシステム、プロセス又は認証製品の認証のための認証マークは、顧客によってのみ、かつ顧客の会社名又はロゴとの密接な関連においてのみ使用すること ができる。認証マークは、顧客の製品上又は製品に関連して表示することはできない。これは、製品の包装、添付情報、試験所の試験報告書、校正証明書、検査報告書にも適用される。顧客が、認証されたマネジメントシステム、認証されたプロセス、または認証された製品に関して、包装上または添付情報上に声明することを希望する場合、この声明には最低限、以下が含まれなければならない:

- クライアントの会社名、またはブランドとクライアントの会社名
- マネジメントシステムの種類は、品質、環境など複合マネジメントシステムの場合はそれぞれマネジメントシステム、ISO9001:2015、ISO14001:2015 など適用規格を示す。
- 契約者の会社名

ヒント:ISO 17021-1:2015 の 8.3.3 章の製品包装及び付属情報の定義を考慮しなければならない。

1.4.5 顧客は、顧客の会社/部門に関連する認証に相当する文言が作成されるよう にのみ、認証書及び認証マークを使用することを約束する。顧客は、認証が公的な検証であるかのような印象を与えたり、システム認証が製品 試験と同じであるかのような印象を与えたりしないようにしなければならない。

1.4.6 顧客は、証明書または認証マークを変更する権限を有しない。

1.4.7 顧客は、認証が私的な法的合意に基づいて実施される自発的なものであることが明確になるように、広告等をデザインする義務を負う。

1.4.8 有効な証明書が存在しない場合、特に証明書有効期間の終了時、または必要なサーベイランス審査が実施されない場合、使用権は失効する。

1.4.9 顧客が第1.4.1 項から第1.4.8 項の規定に反する方法で認証書および/または認証マークを使用した場合、または契約に反するその他の方法で認証書および/または認証マークを使用した場合、顧客の認証書または認証マークを使用する権利は、通知を要することなく直ちに終了する。

1.4.10 認証書または認証マークを使用する顧客の権利は、有効な定期的解約の場合は合意された期間内に終了し、正当な理由による臨時解約の場合は即時終了する。

1.4.11 利用権は、規制法または裁判所により証明書の維持が禁止された場合、自動的に失効する。

1.4.12 利用権が終了した場合、顧客は契約者に証明書を返却する義務を負う。

1.4.13 契約者は、契約条項に違反した場合、損害賠償請求権を主張する権利を留保する。

1.4.14 認証は、契約者の評判を落とすようなものであってはならない。

1.4.15 顧客は、契約者が誤解を招き、不正確であるとみなす可能性のある認証を 行う権利を有しない。

1.4.16 顧客によって認証要件が一時的にしか満たされないことが予見される場合、 認証は一時停止されることがある。この間、顧客は認証を宣伝してはならない。ア クセス可能なディレクトリのステータスは、1.5項に従って「一時停止」とされる。

1.4.17 一時停止の理由が合意された期間内に改善された場合、認証は更新される。 合意された期間内に一時停止の理由が改善されない場合、認証は取り消される。

1.4.18 顧客は、取引において証明書を使用した記録を保管する義務がある。契約者は、基準により、無作為抽出の方法によって適切な使用を監視する義務があることに留意すべきである。第三者からの情報は、契約者によって検証される。

1.4.19 顧客は、第三者が自己の証明書を不正に使用していることを発見した場合、 直ちに契約者に通知するものとする。

1.4.20 顧客は、認証文書を全体として、または認証スキームに規定されている通りにのみ、他者に提供する。

1.5 認証企業のディレクトリ

1.5.1 契約者は、以下の情報を含む認証書保有者の名簿を維持する義務がある: 認証書保有者名、適用される規格文書、有効範囲、地理的位置(複数サイト認証の場合:本社および有効範囲内の各拠点の地理的位置)。

1.5.2 第 1.4.16 項に基づき一時停止された認証書、及び第 1.4.9 項及び第 1.4.17 項に基づき撤回された認証書は、ディレクトリに 含まれる。

1.5.3 契約者は、要求に応じて、第 1.5.1 項に規定されたディレクトリを一般に提供する権利を有する。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク Eメール: intercert@de.tuv.com



2 認定認証の一般条件

2.1 認定認証の一般条件

ここに定める規定は、前述の「認証の一般条件」に加えて認定認証に適用され、認定認証プロジェクト、すなわち認定、承認または承認を伴う国内規格または国際規格に基づく認証(「認定認証」)にのみ適用される。本認証約款で「認定機関」という用語が言及される場合、これには認定及び承認機関が含まれる。認定仕様書」、「認定要件」、「認定基準」及び「認定手順」という用語は、これらに対応する認定機関又は承認機関の仕様書及び手順に適用される。認定された認証については、一般に適用される国際認定基準及びあらゆる実施ガイドラインも、認証基準及びあらゆる実施ガイドラインも、認証基準及びあらゆる実施ガイドライン、認証基準及びあらゆる実施ガイドライン、認証基準及びあらゆる実施ガイドラインも、認証基準及びあらゆる実施ガイドライン、各認定機関の認定要件とともに適用される。

- 一般的に適用される国際認定規格: ISO/IEC 17021、ISO 19011、 ISO/IEC 17065 など
- 認証基準-特定の認定基準:例えば、食品産業向けのISO 22003 やIT 向けのISO 27006 など。
- EN 9104-001、航空宇宙用 EN 9101
- ISO 9001、ISO 14001、IATF 16949、ISO 45001、SCC、ISO 50001 な どの設証基準
- 各認定機関の認定仕様書
- ドイツ連邦自動車交通局(KBA)の認証機関の指定規則

2.2 認証審査

2.2.1 認証審査は2段階で実施される。第1段階は、マネジメントシステムの概要と 実施状況を把握することを目的とする。この情報を用いて、審査の第2段階を実施 することができ、そこではマネジメントシステムの実施と遵守が検証される。

2.2.2 第 1 段階審査と第 2 段階審査は、互いに直後に実施することができる。ただし、 第 1 段階審査で認証の準備がまだ整っていないことが判明した場合、第 2 段階審査 をその直後に実施することはできない。その代わりに、顧客はまず認証準備状況を 確認しなければならない。その結果発生する顧客と契約者の追加費用(旅費、移動 時間、損失時間を含む)は、顧客が負担するものとする。

2.2.3 IATF 16949 規格では、第1段階と第2段階の審査は90日以上の間隔を空けてはならない。ステージ1とステージ2の間に90日以上の間隔がある場合は、ステージ1 密査を繰り返さなければならない。

ステージ1とステージ2の審査は、他の規格の場合、6ヶ月以上離れてはならない。 第1段階と第2段階の間に6ヶ月以上の期間がある場合は、第1段階の審査を繰り返さなければならない。

その結果発生する追加費用(IATF/ISO 基準)は、旅費、移動時間、損失時間を含め、顧客および契約者の負担とする。

2.2.4 第 1 段階審査と第 2 段階審査との間の時間を決定するために、顧客の要求事項及び弱点修正のための必要時間が考慮される。一般的に、時間的な焦点はステージ2の審査である。

2.2.5 受託者が、第 2 段階の最終日から 90 日以内に、重大な不適合に関する特別審査 を含む、重大/軽微な不適合の修正及び是正処置の実施を審査し、受諾することができな い場合、認証決定は否定的となり、顧客は初回認証審査(第 1 段階の準備審査及び第 2 段階) からやり直すものとする。

2.3 サーベイランス審査

2.3.1 認証書の有効性を維持するため、最低限、現地での年次サーベイランス審査を 実施しなければならない。期日は、初回認証審査の最終日に決定される。初回認証 審査後の最初のサーベイランス審査は、以下のサーベイランス審査間隔に基づき、 期日に予定されなければならない:

調査間隔	6ヶ月	9ヶ月	12 ヶ月
3 年サイクルで の審査回数	5	3	2

許容時間 -1ヶ月/+1ヶ月 -2 カ月/+1 カ -3 カ月/+1 カ 月

2.4 再認証審査

2.4.1 認証をさらに 3 年間延長するためには、有効期間満了前に再認証審査を積極的 に受棄する

2.4.2 この手順は認証審査に対応しており、第 1 段階審査の必要性と範囲は、顧客のマネジメントシステム、顧客の組織、または顧客のマネジメントシステムが運用されている 状況の変更に応じて設定される。

2.4.3 規格固有の規定がない場合、再認証に合格すると、認証書の有効期間はさらに 3年延長される。再認証審査および肯定的な認証決定は、有効期限までに行われなければならない。

2.5 急告または抜き打ち審査

以下のような場合、臨時審査が必要になることがある。この場合、クライアントは 審査人を拒否することはできない。

- 認証機関が知り得た重大な苦情及びその他の事実で、これらの苦情及 び事実が顧客の認証されたマネジメントシステムの有効性を疑わせる ものであり、書面でのやり取り又は次回の定期審査で解決できない場 合(例えば、顧客又はその上級スタッフによる犯罪行為の疑い)。
- マネジメントシステムの能力を損ない、認証基準の要求事項を満たさなくなるような顧客組織の変更。
- 結果として、クライアントの認証は停止された。

2.6 マルチサイト認証

2.6.1 マルチサイト認証 (ISO 規格) は、複数の事業所を持つ企業、または地方事務所や支社(サイト)を持つ企業に適用できる。企業連合の意味で相互に連結されておらず、マネジメントシステムの開発、実施、維持に別の非グループ企業または外部組織を利用している、個々の独立した自律的な複数の企業または組織は、IAFMD1 (IAF = 国際認定機関フォーラム、MD = 必須文書)の意味におけるマルチサイト組織を構成したいため、グループとして認証されることはない。

2.6.2 マルチサイト認証は、以下の条件を満たす場合に可能である:

- すべての事業所は、中央事業所と法的または契約的な関係にある。
- すべての拠点の製品/サービスは基本的に同じでなければならず、同 じ方法とプロセスで製造されなければならない。
- 全支店/サイトに適用される統一管理システムの構築、導入、維持。
- 中央管理代表者による集中管理を通じて、管理システム全体を監視する。後者は、すべてのオフィス/サイトに対して技術的指示を出す権限を与えられなければならない。
- 全事業所/サイトの内部審査とマネジメントレビューを文書化する。
- 製品開発、プロセス開発、調達、人事などである。

2.6.3 マルチサイト認証では、サイトの現地審査を、認証審査とサーベイランス審査にまたがって分散させることができる。選択されたサイトに加えて、中央オフィスも毎年審査されなければならない。

2.6.4 契約者は、審査対象サイトを選定する。

2.7 プレンド審査/リモート審査

2.7.1 プレンデッド審査は、物理的なオンサイト審査と仮想審査(リモート審査)を 組み合わせたものである。リモート審査は100%まで実施できる。

2.7.2 契約当事者は、認定機関/規格発行者の指示/認証プログラム所有者に従って 許可されている場合に限り、合理的な範囲で審査中に遠隔審査技術を適用すること に合意することができる。

2.7.3 顧客は、適切な情報技術インフラと環境(インターネットアクセスなど)を整えなければならない。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax : +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク Eメール:intercert@de.tuv.com



2.7.4 遠隔審査では、顧客はすべての関連文書をオンラインで入手できるようにしておかなければならない。

2.7.5 顧客側の技術的問題 (インターネット接続不良など) により発生した追加費用 (審査時間など) は、顧客が負担するものとする。

2.7.6 双方の事前の合意がない限り、ビデオおよび音声の録音は許可されない。審査 された文書や参加者のリストなどのスクリーンショットは、遠隔審査を記録するた めに許可される。

3 認定を受けるための規格固有の条件

契約者の特定の認定認証に関する追加条件を以下に示す。これらは、以下に 列挙する各特定規格の一般認定条件に追加されるものである。

3.1 ISO14001 および/または EMAS に準拠した環境マネジメントシステムに関する補足条件

3.1.1 本補足条件は、ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの認証、および EMAS(Eco Management Auditing Scheme)に基づく検証・妥当性確認に適用される。

3.1.2 ISO14001 第 1 段階審査における追加条件:

第 1 段階審査は、初回認証の場合、現地で実施しなければならない。以下の条件の場合のみ、第 1 段階審査を現地で実施することを義務付けない:

- 顧客とその代表的な環境側面が、以前の審査で審査チームに知られて いる。
- 顧客が ISO 14001 または EMAS に準拠して認証されたマネジメントシステムを既に有している。
- クライアントの事業所が環境に与える影響は、主に低いか限定的である。
- 文書レビューには、関連するシステム文書に加え、クライアントの環境側面と環境要件(環境規制当局の承認と許可を含む)の概要を含めなければならない。

3.1.3 EMAS に準拠した審査には、基本的な EU 指令と同様に、特にドイツでは UAG 手数料規定を含むドイツ環境審査法 (UAG) が適用される。

3.1.4 発注者は、発注者の会社において、公的関与が必要となるような重大な環境関連事 故又は環境義務違反が発生した場合、直ちに受注者に通知する義務を負う。この意味での重大な環境関連インシデントとは、特に刑事上または行政上の捜査につながった場合を想定している。契約者はその後、短期臨時審査が必要か否かを決定する(2.5 参照)。環境マネジメントシステムが認証要件に著しく違反していることが判明した場合、契約者は、認証の一時停止または撤回につながる可能性のある措置を採用する。

3.2 自動車産業向け補足条件 IATF 16949、VDA 6.x

3.2.1 以下の自動車業界向け認証仕様で言及されている異なる規制が優先される。

- IATF 16949 - IATF 16949 の自動車認証スキーム IATF 承認の達成と維持のための規則、IATF 16949 のための第 6 版 2025、2016 年 11 月 1日(IATF: International Automotive Task Force)。

VDA 6.x - ISO 9001 に基づく VDA 6.1、VDA 6.2、VDA 6.4 の認証要件

(VDA - QMC : Verband der Automobilindustrie - Qualitäts

Management Center) 。

3.2.2 クライアント

顧客は、契約締結前に、IATF16949 に対する過去の認証および/または既存の認証 に関する情報を認証機関に提供するものとする。

- 1. は、重要な変更について認証機関に通知しなければならない。
- 2. は、認証機関の IATF 立会審査を拒否してはならない。
- 3. は、認証機関の内部立会審査を拒否してはならない。
- 4. は、IATF オブザーバーの同席を拒否してはならない。

- 5. は、最終審査報告書および不適合報告書を IATF に提出するよう求める 認証機関の要請を拒んではならない。
- 6. 注:IATF ロゴについては、下記 3.2.9 を参照のこと。
- 7. 顧客の品質マネジメントシステム関連コンサルタントは、審査中、顧客のサイトに物理的に同席してはならず、また、直接的または間接的に審査に参加してはならない。顧客がこの契約要件を満たさない場合、認証機関は審査を打ち切るものとする。
- 8. は、認証機関の要求に従い、審査前計画情報を認証機関に提供するものとする。
- 9. 移転活動については、以下の 3.2.7 を参照のこと。
 - 別の IATF 承認認証機関。下記 3.2.8 を参照のこと。
- 10. 認証が取り消された場合、撤回された場合、または失効した場合は、 IATF16949 認証に関するすべての言及を、ウェブサイト、印刷物および電子メディアを含むがこれらに限定されない、社内外のすべてのマーケティング・チャネルから削除するものとする。
- 11. 認証機関は、認証機関の所有状況の変更または IATF 承認の喪失があった場合、10 暦日以内に顧客に通知するものとする。
- 12. 認証機関は、そのスポンサーであるすべての IATF 16949 審査員を含め、各クライアントの法域のすべての関連するデータ保護法を遵守し、関連する個人識別情報 (PII) の使用に関して十分な透明性を提供するものとする。

上記 1)~8)の規定に違反した場合、重大な契約違反とみなされ、審査終了、審査取 消、契約取消、 認証取消を含むがこれに限定されない、認証機関による適切な措置 につながるものとする。

顧客の所在地は、認証機関と顧客との間の法的契約に盛り込まれるまでは、企業スキームに含めてはならない。

3.2.3 組織は、IATF16949 認証の再要件を継続的に満たすためのマネジメントシステムの能力に影響を及ぼす可能性のある事項について、直ちに契約者に通知するものとする。これらには、例えば、以下に関する変更が含まれる:

- 法的地位
- 所有状況(合併、買収、提携、合弁事業など)
- 経営体制 (トップマネジメント、主要意思決定スタッフなど)
- 連絡先住所または所在地
- 製造工程又は支援活動の移転(5.15 項参照
- 製造拠点、拡張製造拠点、または独立型製造拠点の閉鎖または移転。
- リモートサポート拠点 (5.15 項参照)
- 新たな拠点を含む、品質マネジメントシステムの下での業務範囲
- 認証範囲に含まれる、および/またはサポート関係
- 品質マネジメント・システム・プロセスの外部委託
- に記載されているように、認証機関への通知を必要とする顧客不満足 シナリオ。
- IATF OEM 顧客固有の要求事項(特殊な状態条件など)
- 他の IATF 認定認証機関との間で署名された契約書(7.1 項参照)

契約者は、上記の変更に対応するため、特別審査を実施する必要があるかもしれない。

上記の変更を組織が契約者に通知しないことは、法的強制力のある契約違反とみなされる。このような不履行は、契約者による ISO 9001 - IATF 16949 要求事項 4.2 - ニーズ及び期待の理解に対する重大な不適合の発行につながる可能性がある。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 51105 ケルン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax : +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール:intercert@de.tuv.com



契約者が決定した利害関係者またはその他の適切な措置。

3.2.4 審查終了

契約者 は、不適合が確認されたことを理由に審査を打ち切ることはできない。

3.2.5 不適合管理

コントラクターは、以下の証拠を提出するようクライアントに要求するものとする。

以下のスケジュール (サイトオーディットの閉会式からの暦日):

NC 管理表

証拠提出	メジャーNC	マイナーNC
実施された封じ込め行	(15) 暦日	(60)暦日
動とその効果		
実施された補正	(15) 暦日	(60)暦日
71. mm 2 2 2 1 21 - A 71		
使用された方法論、結	(15) 暦日	(60)暦日
果、および根本原因が		
他のプロセスや製品に		
与える影響の考察を含		
む根本原因分析		
特定された根本原因を	(15) 暦日	(60)暦日
除去するための体系的		
是正処置計画、および		
体系的是正処置の有効		
性を検証するために特		
定された方法。		
根本原因を除去するた	(60)暦日	(60)暦日
めに計画された体系的		
な是正措置を実施する		
こと。		
実施された体系的是正	(60)暦日	(60)暦日
処置の有効性の検証結		
果。		

重大な不適合事項に対する 15 日間の対応に提出された情報が却下された場合、契約 者は、顧客に対し、却下の理由を解決し、審査終了会議の日から最長 30 暦日以内に、 不適合事項に対する受諾可能な対応策を提出するよう要請するものとする。

重大な不適合(IATF 規則第 5.11.1 項 e]~f]に記載される全項目を含む)または軽微な不適合(IATF 規則第 5.11.2 項 a]~e]に記載される全項目を含む)に対する 60 日間の対応のために提出された情報が却下された場合、認証機関は顧客に対し、審査終了会議日から最長 90 暦日以内に、却下の理由を解決し、受諾可能な不適合対応を提出するよう求めるものとする。

是正措置の実施が、現地審査の終了から最長 90 暦日以内に完了できない例外的な場合、請負者は、以下の条件が満たされた時点で、不適合は未解決であるが 100%解決されたとみなすものとする:

顧客:

- は、システム的な是正措置が実施され、その有効性が検証されるまで、封じ込めが行われており、また、その状態を維持しなければならないことを示す証拠となる。
- は、文書化された体系的是正措置計画を提供する。この計画には、体 系的是正措置の実施に関する措置、時期、責任の詳細が記載されてい る。

契約者:

- 百パーセント(100%)解決判定の正当性は、IATF NC CARA に記録される。
- 受理されたアクションブランに基づき、現地でのフォローアップ審査を予定する。

ただし、次回の定期審査の90暦日前までとする。

上記の必要なNC管理表内で解決できない場合、不適合対応は却下され、最終審査結果は不合格となる。認証決定は否定的なものとし(IATF 規則 5.12 項参照)、既存の認証は直ちに取り消されるものとする。

IATF 規則第5.11.1 項および第5.11.2 項のタイミング要件に従って不適合への回答が 受領されない場合、最終審査結果は不合格とし、認証決定は否定的なものとし、既 存の認証書は直ちに撤回されるものとする。

3.2.6 特別審查

メジャーの場合

- 特別な現地審査が必要である。
- 体系的な是正処置の効果的な実施を検証するための特別現地審査は、 審査チームのメンバーが60暦日の不適合対応を受諾するまで実施して はならない。

3.2.7 認証機関 X から TÜV ラインランド (=契約者) への審査移転

への移行の意向を、顧客は旧認証機関に通知しなければならない。

TÜV Rheinland.(=契約者)である。

顧客は、新たな認証機関との間で法的契約が締結された時点で、移転の意向を認証 機関に通知するものとする。

注1:この通知により、新たな認証機関への移転活動がすべて完了するまで契約を延長することができる。この場合、IATF 16949 認証書は、再認証審査期日(第 10.0 項を参照)から最長 120 暦日、または認証書の有効期限日のいずれか早い日まで有効である。サーベイランス審査で移転が発生した場合、IATF 16949 認証書は、サーベイランス審査期限後、最大 210 暦日まで有効であることが認められる。

注2:認証機関は、移転活動が完了する前に、契約を取り消す、または顧客の認証を 取り消す、他の正当な理由がある場合がある。

3.2.8 TÜV ラインランド (契約者) から他の認証機関への審査移転

クライアントとコントラクター間の契約は、すべての契約が終了するまで延長することができる。

新しい IATF 認定認証機関への移転活動が完了する。

顧客は、他の IATF 承認認証機関への移転または移転先からの移転に関する未解決の 問題を解決するために、認証機関と協力するものとする。

329 IATFロゴ

IATFロゴの使用は、契約者が発行する認証書または適合証明書に表示されるものに 限る。顧客による IATF ロゴのその他の使用は禁止する。

注記:顧客は、IATF のロゴが付された IATF 16949 認証書を、マーケティングおよび 広告目的で複製することができる。

3.2.10 マルチサイト契約

契約者は、IATF16949 認証活動の提供について、顧客と法的契約(すなわち、法的強制力のある契約)を結ばなければならない。認証範囲に複数のクライアント拠点が含まれる場合、認証機関は、各クライアント拠点が認証機関とクライアントの間の法的契約によってカバーされていることを保証するものとする。

3.2.11 再認証

再認証に合格した場合、認証書の有効期間は、再認証決定からさらに3年マイナス1 日延長される。再認証審査および肯定的な認証決定は、有効期限内に行われなけれ ばならない。

3.2.12 サーベイランス審査

認証書の有効性を維持するため、最低限、現地での年次サーベイランス審査を実施 しなければならない。期日は、初回認証審査の最終日に決定される。初回認証審査 後の最初のサーベイランス審査は、サーベイランス審査間隔に基づき、以下の期日 を予定する:

2ヶ月

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 電話: +49 221 806 0
アム・グラウエン・シュタイン Fax: +49 221 806 2765
51105 ケルン E-mail: tuvcert@de.tuv.com

InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax:+49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール:intercert@de.tuv.com



許容時間

-3 カ月/+3 カ月

サーベイランス審査は、上記の表に従って、第2段階認証審査の最終日、再認証審査の最終日、または移転審査の最終日から予定されなければならない。サーベイランス審査の最終日は、最大許容タイミングを超えてはならない。契約者は、サーベイランス審査の最大許容時期を超過してから7暦日以内に、認証書を取り消し、IATF データベースの認証ステータスを更新し、認証書の取り消しを顧客に通知するものとする。

注意!この条件の唯一の例外は、クライアントが移転手続き中の場合である。

3.3 ISO22000/FSSC22000 の補足条件

3.3.1 本補足条件は以下の場合に適用される:

- ISO 22000 食品安全のためのマネジメントシステム フードチェーン におけるあらゆる組織に対する要求事項
- FSSC 22000 食品 v5.1 (ISO 22000 + ISO / TS 22002-1)
- ISO / TS 22002-1 食品安全に関する前提条件プログラム Part 1: 食品製造
- FSSC 22000 包装 v5.1 (ISO 22000 + ISO / TS 22002-4)
- ISO / TS 22002-4-食品安全に関する前提条件プログラム-第4部:食品 包装製造

3.3.2 ロゴの使用を含め、審査および認証プロセス全体の基礎となるのは、該当する 規格の仕様および財団 FSSC 22000 の追加文書、例えば FSSC 22000 Scheme v5.1、 Patt 2 (www fssc22000 com) である。

3.3.3 ISO/TS 22002-1 及び/又は ISO/TS 22002-4 規格は、ISO 22000 と組み合わせてのみ審査できる。

3.3.4 ISO 22000 のためのマルチサイトサンプリングは、動物飼育、植物飼育、ケータリング、流通および/または輸送/保管の分野にお ける、25 カ所以上のサイトからのみ可能である。

3.3.5 契約者は、以下の情報を財団法人 FSSC22000 (Stephensonweg 14, 4207 HB Gorinchem. Netherlands) に提供する権限を、顧客から取消不能の形で付与される:

- 規格 FSSC 22000 に従った審査のための注文である、
- 審査プロセスの成否にかかわらず、規格 FSSC 22000 に従った注文、 審査および認証に関する詳細な結果。この情報は、財団法人 FSSC22000 のオンライン・データベース (ボータル) および FSSC22000 ホームページ (www.fssc22000) に掲載される、
- クライアントから受け取った重大なイベントの詳細に従って、情報を 提供する。

3.3.6 顧客は、契約者が認証および審査プロセスに関連する情報を、必要に応じて財団 FSSC22000、GFSI および政府当局と共有することを認める。

3.3.7 顧客は、財団法人 FSSC22000 および認定機関ならびにその各役員および従業員に対し、 必要なすべての情報に無制限にアクセスできる権利を付与することに同意する、

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業エリア、保管エリア、輸送手段に立ち入ること、
- 検査を実施する、
- 適宜、認証組織に関する情報を財団 FSSC22000 および政府機関と共有
- すべての文書および電子ビジネス文書を閲覧・調査する、
- 必要な情報を要求する。

重大な不適合が発見された場合、Foundation FSSC 22000 は、顧客に対する制裁を設け、認証の取り消しにつながる可能性がある。

3.3.8 初回/再認証審査後、およびその後 3 年以内に、少なくとも 1 回の抜き打ち FSSC22000 審査を実施しなければならない。顧客は、すべてのサーベイランス審査 および再認証審査を抜き打ちの年次審査に置き換えることを任意に選択することが できる。顧客は、第 2 段階終了後 2 週間以内に、抜き打ちサーベイランス審査のブラックアウト日 について、契約者に書面で通知しなければならない。ブラックアウト日とは、抜き打ち審査が実施できない日のことである(例:会社の休日、生産に おける大規模なメンテナンス活動など)。初回認証が発表される。

3.3.9 顧客が抜き打ち FSSC 22000 審査への参加を拒否した場合、認証書は直ちに一時停止され、顧客 が審査日から 6 ヶ月以内に抜き打ち審査を実施する明確な機会を 契約者に与えない場合、認証 書は連続して取り消される。

3.3.10 審査人が審査対象である顧客企業へのアクセスを与えられない場合、顧客は、契約者に対して生じるすべての費用、特に移動時間、移動費用、審査計画に対する報酬を負担する。

3.3.11 発注者は、3 営業日以内に契約者に報告しなければならない:

a) 重大な出来事。この意味での重大な出来事とは、特に以下のようなものである:

- 製品の安全性または製品コンプライアンスに関するあらゆる法的措置 の可能性
- 顧客は、自社製品が健康被害をもたらすこと、または法的要件が満た されていないことに気づく、
- 食品安全または合法性に関連する法的手続き、起訴、およびその結果、
- 顧客に関連する公的な食品安全イベント(公的リコール、災害など)、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、パンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害や人災など、食品の安全性や認証に重大な脅威をもたらす異常事態。

b) 以下の変更:

- 本スキームの要求事項の遵守に影響を与える重大な変更がある場合。
 変更の重要性に疑義がある場合は、契約者に連絡すること、
- 組織名、連絡先住所、サイトの詳細を変更する、
- 組織(法的、商業的、組織的地位または所有権など)および経営陣 (主要な経営、意思決定または技術スタッフなど)の変更、
- 認証されたマネジメントシステムが対象とするマネジメントシステム、 業務範囲、製品カテゴリーの変更、
- 証明書上の情報が不正確になるようなその他の変更。

3.3.12 契約者は、状況を評価するために適切な措置を講じ、該当する場合は、それぞれ検証活動などの適切な措置を講じる。これらの活動は、顧客の認証状況に影響を及ぼす可能性がある。

3.3.13 重大な事象に起因する追加的な労力 (例えば、修正及び是正処置の検証) により発生した費用は 、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求される。これは、セクション 2.5 に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.3.14 顧客は、審査報告書の所有者であり、認証書保有者である。

3.3.15 顧客から要求があった場合、契約者は、利用可能な機能を使用して、ポータルに登録されている関連する組織プロファイル、審査及び認証データへのアクセスを顧客に積極的に提供する。

3.3.16 契約当事者は、認定機関/規格発行者の指示/認証プログラム所有者のもとで許可されている場合に限り、現地審査の代わりに遠隔審査を実施することに合意することができる。

3.4 国際規格 IFS Food / IFS Logistics 及び IFS Broker に準拠した製品認証の補足条件

3.4.1 この補足条件は、以下の国際的に認められた規格に基づく製品認証に適用される:

- IFS Food v7 食品安全及び品質に関する製品及びプロセスの適合性評価基準
- IFS Food v8 食品安全および品質に関する製品および工程の適合性審 査基準
- IFS ロジスティクス v2.3 製品の品質と安全性に関する物流サービスの 審査基準
- IFS Broker v3.1 製品の品質と安全性に関する貿易代理店、輸入業者、 ブローカーのサービスコンプライアンスを審査するための基準

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax :+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax : +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール:intercert@de.tuv.com



3.4.2 ロゴの使用を含む審査及び認証プロセス全体の基礎は、適用される規格の規定、及び IFS マネジメント GmbH の追加文書(IFS のガイドライン/ドクトリン等) である。

3.4.3 審査は、認証準備状況の確認が正常に完了し、契約者と顧客の見解の相違が解消された場合にのみ計画することができる。

3.4.4 会社は、最終審査日から最長 4 週間以内に、記入されたアクションプラン(訂正の証拠を含む)を審査員に送付しなければならない。

3.4.5 IFS ロジスティクスを除き、マルチサイト認証は実施しない。

3.4.6 受託者は、IFS の証明書/ロゴが競争目的、特に広告目的で無制限に使用できることを保証しない。

3.4.7 契約者は、IFS マネジメント GmbH(Am Weidendamm 1A, 10117 Berlin)に対し、以下の情報(以下「データ」という。以下のデータは IFS マネジメント GmbH に保管される:

IFS 規格に準拠した審査命令。

3.

- 審査過程における成否にかかわらず、IFS 基準に従った注文、審査及び 認証に 関する詳細な結果。
 - 氏名、連絡先、社内での役職。
 これは、顧客の IFS 規格に対する審査と連動して行われる。このデータは、IFS マネジメント GmbH が顧客、審査人または認証機関から受領する審査報告書に 含まれる。データは、IFS マネジメント GmbH のウェブサイトのログインエリア (www.ifs-certification.com) でも閲覧することができる。データは、ログインエリアの利用登録を行った小売業者が閲覧することができ
- クライアントから受け取った重大なイベントの詳細に従った情報。

3.4.8 不合格となった認証、及び合格・不合格の詳細な結果について、IFS マネージ メント GmbH がオンラインデータベースを通じて食品小売業者に提供するか否かは、 顧客の自由とする。

3.4.9 顧客は、認定機関、IFS マネジメント GmbH 及びその役員並びに従業員に対し、「IFS インテグリティ・ プログラム」に基づく全ての必要な情報に無制限にアクセスする権利を付与することに同意する:

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業エリア、保管エリア、輸送手段に立ち入ること、
- 検査を実施する、
- すべての文書および電子ビジネス文書を閲覧・調査する、
- 必要な情報を要求し
- 抜き打ち審査を実施する。

重大な不適合が発見された場合、IFS マネジメント GmbH はクライアントに対して 制裁を科すことがあり、その結果、認証書が撤回されることがある。

3.4.10 3年以内に、少なくとも 1 回の抜き打ち IFS 食品アセスメント/IFS ロジスティクス 審査を受けなければならない。不参加の場合、認証は継続されず、顧客は発生した費用を負担しなければならない。顧客は、抜き打ち審査が実施できない期間 (例:会社の休日) について、年間 10 日までのブラックアウト日を書面で契約者に通知する。より詳細な情報 (例:抜き打ち審査プロトコル) は、基準所有者のホームページ (www.ifs-certification.com)に記載されている。

3.4.11 顧客は重大な出来事を3営業日以内に契約者に報告しなければならない。 この意味での重大な出来事とは、特に以下のものを指す:

- 製品の安全性または製品コンプライアンスに関するあらゆる法的措置の可能性。
- 顧客は、自社製品が健康被害をもたらすこと、または法的要件が満た されていないことに気づく、
- 食品安全または合法性に関連する法的手続き、起訴、およびその結果、
- 顧客に関連する公的な食品安全イベント(公的リコール、災害など)、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、バンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害や人災など、食品の安全性や認証に重大な脅威をもたらす星常事態。

3.4.12 契約者は、状況を評価するために適切な措置を講じ、該当する場合、それ ぞれ検証活 動などの適切な措置を講じる。これらの活動は、顧客の認証状況に影響 を及ぼす可能性がある。

3.4.13 重大な事象に起因する追加的な労力 (例えば、修正及び是正処置の検証) により 発生した費用は 、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求される。これは、セクション 2.5 に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.4.14 契約当事者は、認定機関/規格発行者の指示/認証プログラム所有者の下で許可されている場合に限り、現地審査の代わりに IFS プローカー遠隔審査を実施することに合意することができる。以下の条件が適用される。

- クライアントは IFS ブローカーの認定を積極的に受けている。
- クライアントが適切な情報技術インフラと環境 (インターネットアクセスなど)を整備していること、
- 顧客がすべての関連文書および記録をオンラインで入手可能な状態に あるか、または必要に応じてさらに文書や記録をデジタル化できるよ う、文書スキャナなどを備えている。

3.5 BRC グローバルスタンダード食品安全/BRCGS 包装資材に準拠した製品認 証の補足条件

3.5.1 この補足条件は、国際的に認知された BRCGS 規格に基づく製品認証に適用される:

- BRC グローバルスタンダード食品安全 v9、
- BRCGS 包装資材 v6.

3.5.2 ロゴの使用を含む審査及び認証プロセス全体の基礎は、適用される規格の仕様である。これには、該当する場合、顧客が委託した「任意モジュール」も含まれる。詳細については、規格所有者のホームページ(www.brcgs.com)を参照のこと。

3.5.3 審査計画は、認証準備状況の確認が成功裏に完了し、契約者と顧客の意見の相違が解決された場合にのみ行うことができる。

3.5.4 マルチサイト認証は実施しない。

3.5.5.認証の一時停止または取消の場合、顧客は、認証の一時停止または取消に至った 状況を直ちに顧客に通知するものとする。顧客は、認証状態を回復するために取られた是正措置について通知される。

3.5.6 契約者は、以下の情報を "BRCGS "に提供する権限を、顧客から取消不能 で付与されている:

- BRCGS に従った審査のための注文である、
- 審査プロセスの成否にかかわらず、BRCGS に従った注文、審査及び認証に関する詳細な結果。(例:審査報告書の写し、証明書、その他審査に関連する文書)、
- クライアントから受け取った重大なイベントの詳細に従って、情報を 提供する。

3.5.7 顧客は、"BRCGS "及び認定機関並びにその役員及び従業員に対し、必要な情報への無制限のアクセスを許可し、以下の権利を付与することに同意するものとす

- 営業時間中または操業時間中に、敷地、事業所、操業エリア、保管エ リア、輸送手段に立ち入ること、
- 審査を実施する、
- すべての文書および電子ビジネス文書を閲覧・調査する、
- 必要な情報を要求し
- 抜き打ち審査を実施する。

重大な不適合が発見された場合、"BRCGS"は顧客に対する制裁を設けることができ、認証の撤回につながる可能性がある。この規定には、「自主的モジュール」の枠組みで考慮される追加的な規格所有者も含まれる。

3.5.8 顧客は、重大な事象を 3 営業日以内に契約者に報告しなければならない。この意味での重大な出来事とは、特に以下のものを指す:

- 製品の安全性または製品コンプライアンスに関するあらゆる法的措置 の可能性
- その製品は健康被害をもたらすか、あるいは法的要件が満たされていない。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax:+49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール:intercert@de.tuv.com



- 食品安全または合法性に関連する法的手続き、起訴、およびその結果、
- 顧客に関連する公的な食品安全イベント (公的リコール、災害など)、
- 戦争、ストライキ、暴動、政情不安、地政学的緊張、テロリズム、犯罪、バンデミック、洪水、地震、悪意のあるコンピュータ・ハッキング、その他の自然災害や人災など、食品の安全性や認証に重大な脅威をもたらす異常事態。

3.5.9 契約者は、状況を評価するために適切な措置を講じ、該当する場合は、 それぞれ検証活 動などの適切な措置を講じる。これらの活動は、顧客の認証状況に 影響を及ぼす可能性がある。

3.5.10 重大な事象による追加的な労力 (例えば、修正及び是正処置の検証) により発生した 費用は、顧客の負担とし、時間及び材料ベースで請求される。これは、セクション 2.5 に従って急遽発表された臨時審査の結果発生した費用にも適用される。

3.5.11 以下の条件のもと、3 年以内に少なくとも 1 回の抜き打ち BRCGS グローバルスタンダード審査を実施するものとする。

- 顧客は、前回の審査後 6 ヶ月以内に、抜き打ちサーベイランス審査の ブラックアウト日を書面 で契約者に通知しなければならない。ブラッ クアウト日とは、抜き打ち審査が実施できない日のことである (例: 会社の休日、生産における大規模なメンテナンス活動など)。会社は、 この目的のために、暦年あたり 10 日間を自由に利用することができる (6ヶ月の審査スケジュールのサイト)(例えば、食品規格 C または D 等 級の認証を受けているサイト)は、最大 5 日間を指名することができる)、
- 不参加の場合、認定は継続されず、発生した費用はクライアントの負担となる。

3.5.12 契約当事者は、プレンデッド審査の実施に合意することができる。プレンデッド審査とは、遠隔審査と実地審査からなる審査である。以下の条件が適用される(追記 2.7 参照):

- 取引先が、国際的に認知された BRCGS 規格 (3.5.1 参照) のいずれか に従って積極的に 認証を受けていること。
- 再認証審査に適用され、初回の BRCGS 審査には適用されない、
- 遠隔評価では、クライアントはすべての関連記録をオンラインで入手できる。

3.6 航空/航空宇宙産業 EN/AS 9100 の補足条件

3.6.1 これらの補足条件は、国際的に認知された規格 EN 9100ff に従った認証に適用される。

3.6.2 受託者は、EN 9100 シリーズに基づく認証書発行の基準及び方法の正しい適用を検証する ために必要な範囲で、Deutsche Akkreditierungsstelle GmbH(DAkkS)、航空当局及び BDLI(Bundesverband der Deutschen Luft- und Raumfahrtindustrie e.V.)のメンバー会社にアクセス権を付与する権利を有する。これには、DAkkS(旧 DGA 及び TGA)による認証機関の認定に関連する情報及び記録の公開が含まれる。組織は、認証機関の審査プロセスの立会監督又は有効性評価の一環として、認定機関、OP 審査員、顧客代表及び規則設定当局が認証機関の審査に同行する可能性があるという事実に同意しなければならない。

3.6.3 顧客は、契約者が OASIS データベース ("OASIS"=Online Aerospace Supplier Information System) にレベル 1 データ(すなわち、AQMS 規格 ("AQMS"=航空宇宙品質マネジメントシステム)の発行済み認証書に関する情報 - 公共分野)及びレベル 2 データ (審査、評価、不適合、是正処置、レビュー及び一時停止に関する情報-民間分野)を登録することを認めなければならない。顧客は、OASIS データベースに含まれるレベル 2 データへのアクセスを、航空産業、航空宇宙産業、防衛産業の顧客、および問い合わせのあった当局に、正当な理由(競争、守秘義務、利害の衝突など)がない限り、許可しなければならない。

3.6.4 顧客は、OASIS データベースに組織の OASIS データベース管理者として登録 する従業員を指名しなけれ ばならない。

3.6.5 初回認証審査の第 1 段階審査は、現地で実施しなければならない。第 1 段階と 第 2 段階を続けて実施することはできない。

3.6.6 認証範囲に属する複数のサイトを持つ組織の場合、組織は EN 9104-001 の付録 B の基準に基づいて組織に分類される。この分類は、各サイトの審査日数算出の基 礎となる。 3.6.7 顧客は、正当な理由(例えば、競争、機密保持、利害の衝突など)がない限り、 顧客の顧客及び潜在的顧客に対し、要求に応じて審査報告書及び関連文書・記録の 写しを提供する義務がある。

3.6.8 認証書は、根本原因分析によってすべての不適合が是正され、是正措置が認証 機関に受け入れられ、 検証された場合にのみ発行される。

3.6.9 EN 9101 に従い、分類に従った不適合事項の是正処置は、不適合事項の発見後 30 日以内に組織が審査チームリーダに提出しなければならない。組織が、不適合報 告書(NCR)作成後60 日以内に、各規格への適合性が回復したことを証明できない 場合、認証機関は認証停止手続きを開始しなければならない。AQMS 認証を受けた 組織が AQMS 規格に基づく認証を失った場合、組織は直ちに航空・航空宇宙・防衛 分野の顧客に通知しなければならない。

3.6.10 機密扱いの材料/輸出管理要件審査契約及び審査実施に先立ち、顧客は認証機関に機密扱いの材料または輸出管理要件を通知し、これらの側面を契約及び審査計画に含めることができるようにしなければならない。審査員および必要に応じて立会人/OP審査員に関連するアクセス制限が審査中の特定領域で発生する場合、これらの領域へのアクセスを審査中にどのように行うことができるかを、顧客と認証機関の間で明確にしなければならない。プロセスからの除外は、規格の要求事項に規定されている場合にのみ認められる。

3.7 ISO45001 及び SCC/SCP に関する補足条件

3.7.1 この補足条件は、次の国際的に認められた規格に従った安全衛生マネジメントシステムの認証に適用される。

- ISO 45001
- 安全、衛生、環境保護の分野における管理システムについては、以下 の通りである。
- SCC(契約者/製造業)と
- SCP (人材サービスプロバイダー)。

3.7.2 ISO 45001 に基づく初回認証の場合、第 1 段階審査は現場で実施されなければならない。

3.7.3 SCC 認証の場合、顧客は審査員が関連する建設現場に立ち入ることを許可する。 該当する建設現場のリストは、審査の 3 週間前までに審査チームリーダに提出する。

3.7.4 SCP 認証のために、派遣先は、関連する建設現場またはプロジェクトへの立ち 入りを許可 することを約束する。派遣先が会社、建設現場またはプロジェクトへの立ち入りを拒否する場合、派遣会社 は、審査員がこれらの人々と面談できるよう、審査に適切な派遣社員を派遣先の中央 オフィスまたは関連支社に任命しなければならない。

3.7.5 SCC または SCP 認定クライアントは、認定書の有効期間中、SCC ロゴを使用する 権利を申請することができる。

3.7.6 顧客は、安全衛生に関連する重大な事故、または公的関与が必要な法的義務 違反が自社で発生した場合、直ちに契約者に通知する義務を負う。この意味での安全衛生に関連する重大な事故とは、特に刑事上または行政上の捜査につながった場合を想定している。その後、契約者は短期臨時審査が必要かどうかを決定する(2.5 参照)。OSH マネジメントシステムが認証要件に著しく違反していることが判明した場合、契約者は、認証の一時停止または撤回につながる可能性のある措置を採用する。重大な違反とは、例えば、致命的な結果をもたらす労働災害が発生した場合などである。

3.8 他の TÜV ラインランド企業に対する補足条件

マネジメントシステム認証のうち、他のテュフ ラインランド会社によって認定を受けているもの(SA 8000、IRIS など)については、さらに規格固有の認証条件が適用される。

3.9 ISO/IEC 27001 に準拠した ISMS 補足条件

マルチサイト認証に関するセクション 2.6 の要件に加え、ISO/IEC 27001 に準拠した ISM システムには、以下の仕様が適用される:

3.9.1 マルチサイト認証は、すべてのサイトの要求事項をカバーする ISM システムが 導入されている、複数の同じような拠点 を持つ組織に適用できる。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax : +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール:intercert@de.tuv.com



以下の前提条件のもと、証明書 (サイトリストを含む) を組織に対して発行することができる:

- a) 全拠点が同じ ISM システムを有し、一元的に管理・監視され、内部審査と マネジ メントレビューの対象となっている、
- b) すべての事業所が、会社の内部審査プログラムとマネジメント・レビューに含まれる.
- c)最初の契約審査では、サンプルの選択にさまざまな施設が適切に反映されていることを確認する。
- d) 代表的な数カ所の候補地は、以下の点を考慮した上で契約者によって選定される:
 - 本社および各事業所の内部審査結果
 - マネジメント・レビュー結果
 - 敷地の広さはさまざま
 - サイトの事業目的が異なる
 - ISMS の複雑性
 - 各拠点の情報システムの複雑さ
 - 操作方法の違い
 - 現在進行中の活動の違い
 - 重要な情報システムとの相互作用や機密データの処理の可能性
 - さまざまな法的要件
- e) 代表サンプルは、顧客の ISMS の範囲内にあるすべてのサイトを指す。
- \mathbf{f}) 認証に先立ち、重大なリスクが存在するすべてのサイトについて審査を受けなければならない。
- g) サーベイランス審査プログラムは、合理的な期間内にすべての事業所が審査されるように設計されている。
- h) あるサイトの不適合に対する是正処置は、マルチサイト認証範囲内のすべてのサイトに適用しなければならない。

3.10 ISO/IEC 20000-1、ISO 22301 及び ISO/IEC 27001 に関する補足条件

組織に、機密情報または機微情報を含むために審査チームの審査に供す ることができないマネジメントシステムの記録がある場合、TÜV Rheinland は、対応する根拠の詳細とともにその旨を通知しなければならない。

この機密情報がない場合に、マネジメントシステムを適切に審査できるかどうかが 決定される。結論として、特定された機密または機微な記録を確認することなくマ ネジメントシステムを適切に審査することが不可能であると判断された場合、代わ りに両当事者が認めた仲介者が情報を確認し、確認するか、または審査を実施する ことができない。

3.11 ISO 50001 に基づくエネルギーマネジメントシステムの認証に関する補足条件

3.11.1 認証は、ISO 50003 の認証規格固有の認定要件に準拠しなければならない。

3.11.2 マルチサイト認証の場合は、セクション 2.6 に定める条件が適用される。従業員のいない拠点は、審査期間の決定において追加拠点として計算されないが、全体的な審査サイクル (3 年) の中で十分に考慮/審査されなければならない。

3.11.3 正当な例外的ケース(零細企業、ISO 14001 審査の結果としての十分な現在の認証機関知識、EMAS 検証、GHG 検証)においては、審査の第1段階と第2段階を直ちに続けて実施することができるが、審査を中止することの危険性が顧客に明確に説明されている場合に限る。その判断は契約者に委ねられる。

3.12 ISO/IEC17065 と ISO/IEC17021 に基づくドイツの承認スキーム "AZAV"の 補足条件。ドイツ語版のみ。

3.12.1 TÜV Rheinland Cert GmbH(以下「FKS」という)の SGB III/AZAV に基づく 事業者及び措置の承認のための専門機関は、SGB III / AZAV に基づく労働市場サービ スの全事業者にそのサービスを提供する。これにより、プロバイダーは中立的な認 証機関によって、そこに規定された要件に準拠していることを証明することができる。

付帯条件は以下に適用される:

- AZAV プロバイダー承認基準におけるプロバイダーの品質保証システム の認証 (システム認証)。
- AZAV 対策認定 基準における プロバイダーの対 策認定 (製品認定)

3.12.2 事業者及び措置の承認の拘束力のある法的根拠は、SGBⅢ (社会法典第 3 巻) 及びAZAV (雇用促進のための認定及び承認規則) の規定、並びに現在有効なバージョンの関連ガイドライン及び規則である。さらに、ISO/IEC17021、ISO/IEC17065、ISO19011 などの認定要求事項、現行の技術指令、SGB Ⅲ 第 182 条に基づく諮問委員会および DAkkS の担当部門委員会の勧告が、法的規制に反しない限り適用される。

その他の適用規格としては、例えば ISO9001 や同様の規格がある。

3.12. 3 認証および監視手順は、それぞれの規格のプロセスに基づいている。事業者としての承認は、いずれの場合も5年間与えられる。措置の承認は定期的に3年間与えられる。サーベイランス審査は年1回の間隔で実施される。

サーベイランス審査の実施期間は、期限日(初回承認の最終審査日)から 4 週間を差し引いた日、または4週間を加えた日を基準とする。

承認(事業者の承認は5年後、措置の承認は3年後)の期限が切れると、新たな承認が必要となる。認証や承認の再認証や延長はできない。

3.12.4 通信事業者 は、FKS に通信事業者承認の正式な申請書を提出しなければならない。申請書を提出する際、当該機関には真実の情報を提供する義務があり、 関連する証拠をデジタル形式で提供する義務がある:

- 認証されるシステムの種類と範囲
- 申請する販売承認の種類と範囲(1~6部門)
- 法的地位
- 既存の認証、承認、およびあらゆる特別認可
- 営業許可の状況、前科、調査手続き、その他申請者の信頼性に必要な 情報。
- 組織の財政的、技術的能力およびインフラの適切性
- 申請部門の組織・人事体制およびプロセスの妥当性。
- 労働市場サービスが現在提供している施策の範囲
- 参加者との契約

3.12.5 申請書において、教育機関は以下の事項に関して拘束力のある宣言を行わなければならない。

- 特に認証要件が変更または廃止された場合に、FKSへの 報告 養務を遵守すること。
- 審査手続きおよびプロセスの一環として、社内の影響を受ける組織単 位へのアクセスを、権限を与えられたグループに許可する。

3.12.6 FKS は、申請書の審査後、その結果を運送人に通知し、必要な改善を要請し、認証手続きに関与する他の機関、担当者、および期間を指定する。

3.12.7 FKS が申請書または申告書に虚偽を発見した場合、その結果、申請書は却下される。これらの事実が認証手続き中または認証手続き後に初めて判明した場合、その結果、手続きが中止され、および/または認証書が撤回される。さらに、FKSは法的措置をとる権利を留保する。

3.12.8 AZAV に基づく協会の認証には、一般的な認証条件から逸脱して以下の規定が 適用される:

独立した法人である組織も、AZAVの意味において独立した組織とみなされる。

法的に独立した複数の組織からなる団体は、共同承認を申請することはできない。 各航空会社は、法人であれ自然人であれ、FKS に組織の認可を申請しなければならない。

したがって、ネットワーク認証は、法的に依存する拠点を持つ組織、および/また は支店機能のみを持つ支店を持つ組織にのみ適用できる。

これには、外部委託されたトレーニング場所/トレーニング施設(地下室、作業場、 練習場など)、管理部門、その他サービスを提供または管理する場所も含まれる。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

アム・グラウエン・シュタイン 51105 ケルン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話:+49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax : +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール:intercert@de.tuv.com



3.12.9 FKS は、キャリアの承認に変更があった場合、これを通知しなければならない。これは特に、当該機関の法的、経済的、組織的地位または所有権、組織、経営陣および責任者、承認された専門分野、資源および所在地、ならびに当該機関の承認要件の遵守に影響を及ぼすその他の事項(公的調査手続の開始など)に関連する変更に適用される。

さらに、教育機関が認証要件を満たす能力に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項または状況を報告しなければならない。教育機関が認証要件を満たす能力に影響があるかどうかの最終的な評価は、FKSが行う。

変更は、当該事象が発生する直前、遅くとも発生から 2 週間以内に FKS に報告しなければならない。

3.12.10 報告義務違反が確認された場合、FKS は、3 γ 月の資格停止からライセンス の取 り下げまでの適切な措置をとることができる。FKS は、さらなる法的措置をとる権利を留保する。

3.12.11 継続的職業訓練措置または活性化・職業統合措置の承認のためには、通常、開始予定日の6カ月前までに、正式な申請書を FKS に提出しなければならない。措置の承認は、承認された事業者のみが申請できる。 FKS が指定する申請書類を使用しなければならない。

この申請において、教育機関は少なくとも以下の情報と書類を提出しなければならない:

- 申請された措置の数、種類、経済部門、目的(FbW 部門と AVGS 部門 に区分して記載
- メジャー通知リスト、メジャーの簡単な説明、メジャーのコンセプト、 ニーズ分析。
- 目的、対象者、適性評価、欠勤管理、完了した対策の成功モニタリン グ、配置活動
- 申請する措置の期間、スケジュール、費用
- 実施予定地の位置とインフラの種類
- 配置された教職員の資格、専門知識、専門的経験、実際の配置と拘束 時間
- 参加者との書類(研修契約書、インターンシップ契約書、データ保護、 参加証明書、証明書)
- 実施に必要な認可の種類と範囲
- 連邦または州の規制のための資金調達
- 既に付与された認可または既に実施された申請手続きおよびその結果
- その他、FKS が要求するすべての証拠および書類。

他の独立機関からの認証書または認定書は、AZAVに従った承認手続きに対応する手 続きにおいて、その全部または一部が信用される。これらは、手続きの開始前に認 証機関に通知し、適切な文書によって証明されなければならない。

他の所轄機関により承認された機関は、FKS TÜV Rheinland Cert GmbH の措置を申請することはできない。

3.12.12 措置の承認手続きは、FKS による書面による申請審査 (適合性審査)から始まる。事業者は、審査結果、コメント/補足事項、担当審査員、および基準抽出のために指定された無作為サンプルの通知を受け取る。この手続きは、申請受理後6ヶ月以内に完了しなければならない。正当な理由がある場合は、1回限りの期限延長を申請することができる。

3.12.13 措置の承認は一般的に、文書チェック(オフサイト)の形で実施される。これは、運送業者の承認後、または有効な運送業者の承認内であればいつでも行うことができる。

3.12.14 措置が初めて承認される場合、又はこれまで事業者に関連しなかった専門家若しくは経済部門からの措置が承認される場合、措置承認の一環として、現地検査(例えば、施設、特殊機器など)も要求されることがある。過去に承認された措置の数に対する新規承認の一定の割合からも、同様のことが適用される。

3.12.15 承認を得た場合、運送人は、申請されたすべての措置をチェックすること、 又は FKS に よって無作為抽出手順を適用することを要請することができる。

ランダム・サンブル・チェック(参照選択)は、活性化措置と職業統合措置、および継続的職業訓練措置にのみ使用でき、連邦雇用庁が指定する平均費用率(BDKS)の範囲内にある場合にのみ使用できる。

サンプルの大きさは、以下によって決まる:

- 対策の種類と数
- 経済分野または施策の目的
- 測定期間
- 雇用主との措置の一部有無 (AVGS のみ)

サンプリングの仕様と遵守すべき条件は、連邦雇用庁の諮問委員会のそれぞれの有効な勧告、または DAkkS の担当部門委員会の仕様に規定されている。

参照選択によって対策が承認された場合、参照選択に含まれ、その後チェックされたすべての対策について、実際に承認要件を満たさなければならない。ある対策が承認要件を満たさない場合、新たな無作為サンプルが決定される。このサンプルも要件を満たさない場合、この簡易手続きで申請されたすべての措置の承認は除外される。

3.12.16 BDKS を超える指標は、基準選定に含めることはできない。BDKS を超えるすべての対策について、完全なチェックが行われる。

算出された措置費用が BDKS を 25%以上上回る場合、これらの措置の承認には連邦 雇用庁の同意が必要となる。

3.12.17 措置の承認においてその後不備が確認された場合、FKS の手続および決定は、 不備がその 措置の承認前か承認後かによって異なるものとする。その結果生じる FKS の手続は、諮問委員会の勧告に記載される。

3.12.18 措置が他の機関と協力して実施される場合、参加機関のどちらがその措置の 責任を負うかを 決定しなければならない。その後、後者がその措置を承認のために 提出する。例えば、措置の実施に 50%以上関与するプロバイダは、その措置を承認 のために提出しなければならない。

SGB III 第 182 条に基づく諮問委員会の現行勧告に含まれる下請け規制を遵守しなければならない。

3.12.19 措置の内容、達成可能な資格、期間または価格に重大な影響を及ぼす措置の 変更は、事業者が申請しなければならない。これは、実施予定場所の変更にも適用 される。変更を遡及して申請または承認することはできない。

3.12.20 報告義務違反が確認された場合、FKS は、ライセンスの取消を含む適切な措置をとることができる。FKS は、さらに法的措置をとる権利を留保する。

3.12.21 モニタリング審査は年 1 回の間隔で実施される。これは、承認された対策のモニタリングにも適用される。

3.12.22 事業者の承認された措置の監視は、無作為サンプル審査に基づいて実施される。管轄機関が審査する措置の範囲内の措置の数を決定するために、各対象分野について基準選択を行わなければならない(AZAV第5条(1)第3文第1号及び第4号)。ランダム・サンプル審査の仕様は、第182条 SGBIIIに従った諮問委員会の有効な勧告に規定されている。

3.12.23 サーベイランス審査中に指摘された措置の承認の不備の場合、FKS の手続及 び決定は、 当該不備が措置の承認の前後に発生したか否かに基づくものとする。 FKS の手続(最大 3 ヶ月の是正のための一時停止又は承認の取下げ)は、諮問委員 会の勧告に定められている。

3.12.24 事業者認定証は、認定証に必要な付属文書を含め、SGBIII、AZAV、SGBIII 第 182 条に従った諮問委員会の勧告、および認定要件に従って作成される。

3.12.25 SGBⅢ、AZAV、SGBⅢ 182 条に基づく諮問委員会の勧告、および認定規則の要件に基づき、対策の認定証および要求される付属書が発行される。 各対策は、対象分野ごとに個別に提示される。不備があった場合、認定証は最長3ヶ月間、一時停止または撤回される。

3.12.26 承認された措置の変更については、FKS に通知しなければならない。これは、 特に、措置の期間、内容、手順、計算および価格の変更、新たな場所の追加または 場所の廃止、教師、トレーナー、教育者など、主に責任を負う者の人事の変更、監 督当局など第三者による承認の変更に適用される。

さらに、承認された措置に影響を及ぼす可能性のあるすべての事項または状況を報告しなければならない。認証要件が満たされているかどうかの最終的な評価は FKS の責任である。したがって、疑義が生じた場合には、そのような事実または状況を直ちに報告しなければならない。

変更は、当該事象が発生する直前、遅くとも当該事象発生後 2 週間以内に FKS に報告されなければならない(3.12.9 項参照)。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

アム・グラウエン・シュタイン 51105 ケルン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com

InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール: intercert@de.tuv.com



3.12.27 審査員/評価員のすべての活動およびFKSの決定は、手数料の対象となる。 通知、結果および決定は、報告書の形で書面にて認定機関に送付されるものとする。

3.12.28 解除に関する 1.4.10 項の規定に加えて、承認された措置は、有効期間が満了するまで、運送業者としての承認を確認する他の管轄機関からの有効な運送業者 証明書を提示することを条件に、一般的に承認を維持する。措置は引き続き FKS TÜV Rheinland Cert GmbH により監視される。SGB III 条第 182 項に基づく諮問委員会の勧告の規定が適用される。

FKSが下したすべての決定に対し、不服申し立てを行うことができる。 決定書を受け取ってから4週間以内に、運送業者と措置の承認の枠内で行う。

3.13 ドイツ認証スキーム "MAAS-BGW "の補足条件:ドイツ語でのみ要求され、 利用可能である。

- 3.13.1 認証及び再認証の基礎は、顧客が導入した統合品質マネジメントシステム、 及び申請 範囲の DAkkS 及び MAAS-BGW の要求事項である。サーベイランス の対象は、現在有効なバージョンの DAkkS 及び MAAS-BGW 文書に基づく、 認証範囲内の現在の統合品質マネジメントシステムである。
- 3.13.2 顧客は、MAAS-BGW の要求事項を満たすことを約束する。
- 3.13.3 顧客は、DAKKS、MAAS-BGW、または別の実施期間を規定する法的規定の 要件により期間が短縮されない限り、MAAS-BGWの要件に対する変更を発表 から3年以内に実施することを約束する。
- 3.13.4 審査は、BGW の特定の要求事項及び解釈を考慮し、ISO 17021 の要求事項に 従って実施 される。DAkkS 及び MAAS-BGW のそれぞれの有効な仕様に従っ て、MAAS-BGW 審査員又は MAAS-BGW 審査員をリードする審査員の要件を 満たす者のみが審査員として使用される。
- 3.13.5 認証及び再認証・サーベイランスの範囲内で肯定的な認証決定を行うために は、顧客は以下の前提条件を満たさなければならない:
- クライアントは BGW の責任範囲内にある。
- DAkkS と BGW のそれぞれの現行仕様に従い、MAAS-BGW を満たす。
- 統合されたシステムで DIN EN ISO 9001 と MAAS-BGW に準拠した審査を同時に 行う。
- ISO 9001 に類似した適切な措置の証拠を提出することにより、審査中に指摘されたすべての不適合(逸脱)を排除(是正)すること。
- 必要なフォローアップ審査は、統合審査の最終日から 3 カ月以内に実施されなけれ ばならない。
- MAAS-BGW に基づく認証書発行時に、DIN EN ISO 9001 に基づく同一範囲の認証をそれぞれの最新版で取得していること、または同一範囲の ISO 9001 認証を維持していること。
- 支店の場合、サンプリング手順の実施要件を遵守すること (2.6 および 3.13.12 の グループ認証も参照のこと)。
- 3.13.6 3.13.5 項による認証又は再認証の前提条件が満たされている場合、認証はドイツ語の認証書として発行される。認証書の有効期間は通常、発行日から 3 年間であるが、ISO 9001 認証書の有効期間による。既存の ISO 9001 認証の場合、有効期間はそれに応じて短くなることがある。
- 3.13.7 認証書は、指定された適用分野において、MAAS-BGW に従った要求事項が満 たされていることを 顧客が証明したことを確認する。
- 3.13.8 証明書は法的適合性を証明するものではない。使用者責任保険組合及びその 他の行政機関の監視権及び義務は影響を受けない。
- 3.13.9 サーベイランス審査において、顧客の品質マネジメントシステムが初回認 証 時に決定された状態から逸脱していると判断された場合、契約者は DAkkS 及 び BGW 規定に基づき、認証書使用の前提条件が存続するか、 又は認証書を撤 回しなければならないかを決定するものとする。
- 3.13.10 認証、再認証またはモニタリングに携わる契約者の要員は、第三者に対して 守秘義務を 負うものとする。契約内容および契約履行中に発見された事項に関 する情報は、契約者の同意がある場合のみ提供することができる。ただし、法 律で規定されている場合の裁判所や当局からの情報提供の要請はこの限りでは ない。発注者は、契約者による認証の成功後、BGW の会員企業から BGW に一 定の情報(認証の範囲に応じた企業名および所在地、BGW 会員番号、業種、 従業員数、使用した MAAS 審査人、審査日、認証の有効期間数および終了日) が開示されることに同意する。BGW に加盟していない企業については、業種 および従業員規模・人数の情報が提供される。ただし、発注者は、ドイツ労働

安全衛生共同戦略の「労働安全衛生のガイドライン組織」に従い、BGW がオンラインで公開する参照リストへの掲載、および各州の労働安全衛生当局への転送に異議を唱えることができる。

- 3.13.11 顧客が契約を終了し、他の認証機関に変更する場合、顧客は、以前の審査報告書及 び認証書の内容を、適切な形式で他の認証機関に提供する権利を有する。
- 3.13.12 会社が複数の支店を有する顧客に対するサンプリング手順実施の前提条件 (2.1.5 グループ認証も参照のこと):
- 各支店は顧客(センター)に依存し、共通の QM システムの対象となり、共同で MAAS-BGW を満たさなければならない。MAAS-BGW の全要件は本店が満た さなければならない。
- 契約関係は、支店の法的地位に関係なく、契約者とクライアント(本社)の間にの み存在する。
- 無作為検査の回数は、モニタリング手順の枠内でも、対象となる企業の数によって 決定される。各検査には MAAS-BGW の全セクションが含まれる。
- 顧客(本社)はまた、支店で実施される是正措置を手配し、その実施を監視しなければならない。
- クライアント (本社) は、各支店が永続的に認証要件を満たしていることを確認する責任を負い、違反した場合にはその結果を負担する。
- この点で、支店の行為は、顧客自身の行為として、完全に顧客に帰属する。したがって、含まれる支店のひとつが取下げ条件を満たす場合、証明書は取下げられなければならない。
- 3.13.13 認証書以外での MAAS-BGW マークの使用は、BGW マークの規定に従うものであり、認定された認証書を提示することにより、認証会社が直接申請することができる。
- 3.13.14 顧客は、認定機関又は BGW の審査員による立会審査をいつでも受けること に同意する。

3.14 道路交通法 ARR (承認関連要件) に基づく承認又は Teilegutachten に関連 する要件を備えたマネジメントシステムの評価に関する補足規定

- 3.14.1 ドイツ連邦自動車交通局 (Kraftfahrt-Bundesamt、KBA) の「技術サービス (カテゴリーC) の指定/認定に関する規則」 (現行版) を適用する。
- 3.14.2 各審査について、顧客は請負者に対し、既存または計画中の道路交通認可または Teilegutachten に関する情報を提供するものとする。
- 3.14.3 承認及び認定当局は、型式承認に関連する審査報告書、品質記録及びその他の文書をいつでも要求 する権利を有する。
- 3.14.4 顧客は、手順 ARR の範囲内で作成された認証書、CoP 情報、審査報告書等、またはその一部を誤解を招くような方法で使用してはならない。
- 3.14.5 顧客及び道路交通法に基づく型式承認の保有者又は潜在的保有者は、承認保有者の権利及び義務(特に、Kraftfahrt-Bundesamt の「初期審査に関する情報シート(MAB)」に準拠)の対象となることをここに通知される。これらの権利と義務は、認証/審査プロセスとは無関係に有効である。
- 3.14.6 顧客及び Teilegutachten の所有者又は所有者となる可能性のある者は、前述の項に従っ た認証保有者の権利及び義務の対象となり、同義であることを通知される。これらの権利及び義務は、認証/審査プロセスとは無関係に有効である。
- 3.14.7 道路交通法に基づく型式承認又は複数の対象物に対する Teilegutachten の顧客及び所有者は、 承認又は Teilegutachten の関連特性を定期的に検査する プログラムを作成しなければならない。検査の種類、間隔、サンブル数は、正当なものでなければならない。プログラムの実施に必要な記録を適切な期間保存しなければならない。
- 3.14.8 発注者及び道路交通法に基づく型式承認又は Teilegutachten の保有者は、承認又は Teilegutachten に関連する要求事項への準拠を評価するために、適切な間隔で内部審査を実施し、管理者による評価を受けなければならない。
- 3.14.9 顧客及び道路交通法に基づく型式承認の保有者又は Teilegutachten の保有者が、関連する対象物を、法的に独立した会社(外部製造施設)において、その全体又は重要な範囲において製造している場合、審査は、顧客が製造監視義務をどの程度履行しているかを評価する。
- 3.14.10 外部製造事業所における QM システムの証明は、契約者による審査又は以下の代替手段によって行う ことができる:

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

登録事務所 アム・グラウエン・シュタイン 電話:+49 221 806 0 Fax:+49 221 806 2765 E-mail:tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク Eメール: intercert@de.tuv.com



- 証明書、ARR の証明書、または外部生産サイトの検証確認書。これら の文書は、承認に関連する要求事項を含み、指定された技術サービス によって発行されなければならない。
- 承認された対象物の外部製造 (KBA) の場合、製造施設は、クラフト ファールト連邦放送局の現行の「初期評価に関する情報シート (MAR) | の要件を満たさなければならない。
- Teilegutachten に関連する対象物を外部で生産する場合、生産施設は、 審査を行う技術サービスに従って追加要件を満たさなければならない 場合がある。

3.14.11 認証書又は ARR の認証の有効期間中、製造者は認証機関に以下の情報 を提供しなければならない:

- 生産方法の変更
- 生産拠点に関する変更

3 14 12 承認保持者またけ承認保持者候補 (KRA) に対する各案者の結果とし て、「CoP 報告書」が作成され、認証機関から連邦自動車交通局(KBA)に送 付される。

3.14.13 重大な逸脱-ISO/IEC 17021-1 の要求事項を超える-は次のように定義さ **カス**:

- というリスクがある。
- 承認されていないにもかかわらず、製品が承認記号付きで上市された 場合、または製品が承認されたように表示された場合。
- 不適合製品が市場に持ち込まれたり、あるいは
- 故障した製品は回収できない。
- 承認者が、承認で与えられた規定を遵守せず、適切な修正および是正 措置を直ちに実施しない。
- その他、承認関連要件に対する重大な違反。

31414発注者(承認者)の通知義務にかかわらず、特に以下の場合、請負者 は直ちに Kraftfahrt-Bundesamt (連邦自動車交通局) に通知しなければならな ba :

- 被審査組織において、承認関連要求事項からの重大な逸脱があった場 合、その組織が適切な是正処置および是正措置を即時かつ効果的に実 施していない場合。
- 承認関連要求事項への適合証明書の決定的な拒否。
- 関連する要求事項の承認、およびそのための継続的な手続きに対する 認証書の無効化、制限、または一時停止。

3.14.15 顧客は、指定機関の立会審査員が審査に参加することを認める。

3.15 認証された QM システム (ISO 9001 または IATF) がある場合、ARR の証 明書の発行を伴う、承認関連または要求事項の審査(手順 ARR)。

3.15.1 適用される認証手順 (ISO 9001 または IATF) の規則および手順に加え、 以下の補足事項が適用される。

3.15.2 手順 ARR における初回審査審査のプロセスは以下の通りである。審査 を含むすべての手続き手順は、手順 ARR と個別に、または認証済み手順と組 み合わせて実施することができる。

- ARR 手続きに焦点を当てたオプション説明会
- オファーの準備と注文の確認
- 必要であれば、レディネス評価のための承認関連要件または Teilegutachten 関連要件に関して、審査の準備と文書レビューを行う。
- 審查計画
- 審査の実施
- 是正措置の処理と検証、または必要に応じて再審査を行う。
- 認証機関の ARR 製品管理者による内部審査プロセス
- CoP 報告書を承認機関に転送する(承認者または承認者候補の場合)。
- 適用される認証手続きの有効性を拘束する ARR の認証を提供する。
- ARR の証明書と CoP 報告書をクライアントに送付する。

3.15.3 サーベイランス審査

年次サーベイランス審査は、適用される認証手順の規則に従って実施される。 審査実施までのすべての手順は、再度、手順 ARR に対して個別に実施するこ とも、認証手順と組み合わせて実施することもできる。

サーベイランスの都度(承認者または承認候補者)、更新 CoP 報告書を承認機 関に提出しなければならない。

3.15.4 再評価

適用される認証済み手順の規則に従って再認証を受ける過程で、手順 ARR に おいて繰り返し審査が実施される。審査の実施に至るまでのすべての手順は、 手順 ARR に対して個別に、または認証済み手順と組み合わせて、再度実施す ることができる。

再審査合格後、ARR の更新認証が発行される。更新 CoP 報告書(承認者また は承認候補者用)を承認機関に提出する。

3.16 認証された QM システムの存在なしに、検証確認を発行する承認または検証 手順(Teilegutachten)に関連する要求事項の審査。

3.16.1 この場合、初回審査の検証手順は以下の通りである:

- 検証手続きに関する説明会(オプション
- オファーの準備と注文の確認
- 必要であれば、レディネス評価に必要な Teilegutachten の関連要件に関 して、審査の準備と文書レビューを行う。
- 案杏計画
- 案杏の宝施
- 是正措置の処理と検証、または必要な場合は再審査を行う。
- 認証機関の製品管理 ARR による内部リリースプロセス
- 第一段階として、有効期間を 1 年間に制限した ARR の確認を発行する。

3.16.2 サーベイランス審査

サーベイランス審査は、原則として、初回審査から約 1 年後の検証手順におけ る初回審査に予定 されており、検証確認の有効期限はこの間に限定される。こ の判断は、検証確認書が公表された時点で行われる。

サーベイランス審査に合格した後、検証確認の有効期限は最初の審査目から 3 年間に延長される。

再評価の場合、一般的に毎年のサーベイランスはない。

3 16 3 再評価

ARR 確認の有効期間が満了した場合、検証手続きにおいて適時に再評価が合意 される。

3.17 認証された QM システムの有無に関わらず、ARR の証明書を発行すること なく、承認に関連する要求事 項の審査(初回審査のための審査)を行う。

3.17.1 初回審査オーディットの手順は以下の通りである:

- ARR 手続きに関するオプション説明会
- オファーの準備と注文の確認
- 必要であれば、準備性評価のための承認関連要件に関して、審査の準 備と文書レビューを行う。
- 審查計画
- 審査の実施
- 是正措置の処理と検証、または必要な場合は再審査を行う。
- 認証機関の製品管理 ARR による内部リリースプロセス
- CoP 報告書を承認機関に移転する。

3.17.2 サーベイランス審査

原則として、サーベイランス審査は規定されていない。さらなる監視措置の決 定は、承認当局の責任である。

3.17.3 再評価

原則として、再評価は行われない。さらなる監視措置の決定は、承認当局の責 任である。

TÜV Rheinland Cert GmbHLGA

アム・グラウエン・シュタイン

電話: +49 221 806 0 Fax: +49 221 806 2765 E-mail: tuvcert@de.tuv.com InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378 Tillvstr. 2 Fax : +49 800 888 3296 90431 ニュルンベルク E メール: intercert@de.tuv.com



3.18 EnSimiMaV、EnFG、BECV および SPK-R によるグリーンコンディショナ リティ確認のための補足条件:ドイツ企業またはドイツ国内の拠点にのみ適 用される。

3.18.1 BMWK および BMU ならびに BAFA (EnFG については、特に「グリーン・コンディショナリティ(緑の条件付)」に関する書式宣言を参照のこと) および DEHST の担当省庁の出版物は、それぞれの有効なバージョンが適用されるものとする。

3.18.2 契約者は、確認書を発行するために、顧客から更なる情報を要求する権利を有する。

3.18.3 更に、顧客は、全ての関連文書が可能な限り早期に入手可能であることを保証するものとする。これには特に以下の検証根拠が含まれる:自己申告/組織の申告、過去3年間の行動計画、アイデアリスト、DIN EN 17463 に従った結果報告書、オファーと計算、内部金利の計算、値上げ、劣化。立法者、BAFA または DEHSt が追加的な証明や文書を要求する場合は、顧客が追加的に提出する(エネルギー管理システムの報告書など)。

3.19 ゲームセンターにおける品質認定のための補足条件 - 未成年者の保護、プレーヤーの保護、運営管理

1.1.2 および 1.1.11 は、アーケード基準には適用されない。

また、2.2 章から 2.7 章はゲームセンター基準には適用されない。変更点を列挙 する。

すべてのサーベイランス審査/ミステリー審査が適切に実施されれば、認証書の有効期間は2年間である。

3.19.1 認証審査:

-認証審査は、本社とアーケードで行われる。その結果がアーケードでの審査時間に影響するため、理想的には本社をアーケードより先に審査すべきである。

-契約者が、認証審査最終日から 90 日以内に、重大/軽微な不適合 (重大な 不適合に係る特別審査を含む) に対する修正及び是正処置の実施を確認し、受 諸することができない場合、認証決定は否定的となり、顧客は初回認証審査か らやり直さなければならない。

3.19.2 サーベイランス審査:

-認証書の有効性を維持するため、少なくとも年に1回は現地サーベイランス 審査を実施しなければならない。

3.19.3 再認証審査

-認証をさらに2年間延長するためには、有効期間が満了する前に、顧客による再認証審査に合格しなければならない。

-手続きは認証審査に準ずる。

-再認証が成功した場合、認証書の有効期間は2年間延長される。再認証審査 および肯定的な認証決定は、有効期限までに完了しなければならない。

3.19.4 短期間で予告または非予告された審査またはミステリー審査

以下のような場合、抜き打ちの臨時審査や、急遽発表される審査が必要になる ことがある。これらの場合、クライアントは審査人を拒否することはできない。

-認証機関が知り得た、顧客の認証されたマネジメントシステムの有効性に 疑義 を生じさせる重大な苦情その他の事項で、書面または次回の定期審査で解 決 できないもの(顧客またはその管理スタッフによる法令違反の疑いなど)。

-認証規格の要求事項を満たさなくなる程度に、マネジメントシステムの能力に影響を及ぼす顧客の変更。

-クライアントの認証が一時停止された結果として。

-法的規制のため。

3.19.5 複数の拠点を持つ企業の認証

-多拠点認証は、複数の拠点を持つ企業や、支店機能のみを持つ支店を持つ企業に利用できる。互いに独立し、自らの責任で運営する複数の個々の企業または組織で、企業関係という意味で互いにリンクしておらず、マネジメントシステムの開発、導入、維持に企業グループに属さない別の企業または外部組織を利用している場合は、IAF MD1(IAF = 国際認定機関フォーラム、MD = 必須文書)の意味におけるマルチサイト組織を構成しないため、マルチサイト手順として認証することはできない。

-マルチサイト認証の要件は規格に記載されている。IAF MD 1 に従ったランダムサンプリングは認められない。

[本書は翻訳であり、英語版が正文として拘束力を有する。]

2024 年 07 月17 日現在

InterCert Zertifizierungsgesellschaft mbH

登録事務所 電話: +49 800 888 2378
Tillystr. 2 Fax: +49 800 888 3296
90431 ニュルンベルク E メール: intercert@de.tuv.com